

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置対象事業者及び指名停止措置期間

登録番号	商号又は名称	代表者氏名	住所	措置期間
第3200020420号	中部電力ミライズ株式会社	代表取締役 神谷 泰範	名古屋市東区久新町 1番地	令和6年7月1日から 令和6年12月31日まで (6ヶ月)

2. 指名停止措置の範囲

島根県が発注する庁舎の電気供給業務について、指名停止とする。

3. 事実概要

中部電力ミライズ(株)は、令和6年3月4日に公正取引委員会より独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反すると認定された。

4. 指名停止措置理由等

中部電力ミライズ(株)が同委員会から同法第3条違反を認定されたことは、庁舎の清掃業務、警備業務等の委託及び電気供給業務の契約に係る入札参加資格者指名停止措置要領別表第8号に該当する。

【参考】指名停止措置要領別表(措置基準)

措置要件	指名停止期間
8 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反する行為があり、契約の相手方とすることが不適當であると認められるとき。(前号※に該当する場合を除く。)	当該認定をした日から 6ヶ月以上24ヶ月以内

※7号：県発注業務において、不当な取引制限の禁止に該当する事実があった場合